

奈良県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、瀬南土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和七年五月三十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	松山 勝	北葛城郡広陵町大字古寺三〇五
〃	藤山 龍雄	〃 大字南郷一七
〃	田村 利彦	〃 一六四
〃	藤井 康治	〃 一〇一四
〃	西田 裕夫	〃 一〇四二
〃	中川 恵章	〃 四七六一二
〃	長谷川 和彦	〃 一一二〇
〃	堀田 義玄	〃 一二四四一
〃	堀田 寛之	〃 一二五四
〃	松井 宣之	〃 八七八一二
〃	新谷 元信	大字古寺五七八
〃	堀内 信幸	〃 三七二
〃	井上 裕行	大字三吉一七四八一
〃	西井 正美	大字古寺五五〇
〃	芳本 和弘	〃 五七八
監事	池田 忠一	大字南郷九一〇
〃	松井 康次	〃 八七八
〃	和田 博文	大字古寺三二七
〃	前川 和章	〃 五六九一一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	藤山 龍雄	北葛城郡広陵町大字南郷一七
〃	新谷 元信	〃 大字古寺五七八
〃	藤山 潔	〃 大字南郷一七一一

池田 政一	脇本 昌雄	松井 宣之	松井 康次	長谷川 和彦	吉田 典央	堀田 繁春	和田 博文	井上 裕行	前川 和章	芳本 和弘	藤井 康治	堀田 寛之	中島 広重	堀内 信幸	上村 久雅	城内 武治郎	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 九四一	〃 九一〇	〃 八七八―二	〃 八七八	〃 一一二〇	〃 一一一五―一五	〃 一二六三―一	大字古寺三二七	大字三吉一七四八―一	大字古寺五六九―一	〃 五七八	大字南郷一〇一四	〃 一二五四	大字古寺三二五	〃 三七二	大字南郷九六九―一〇	大字三吉一七七〇	